

マンガで読める♪

資料請求

ありがとうございます

知っておきたい

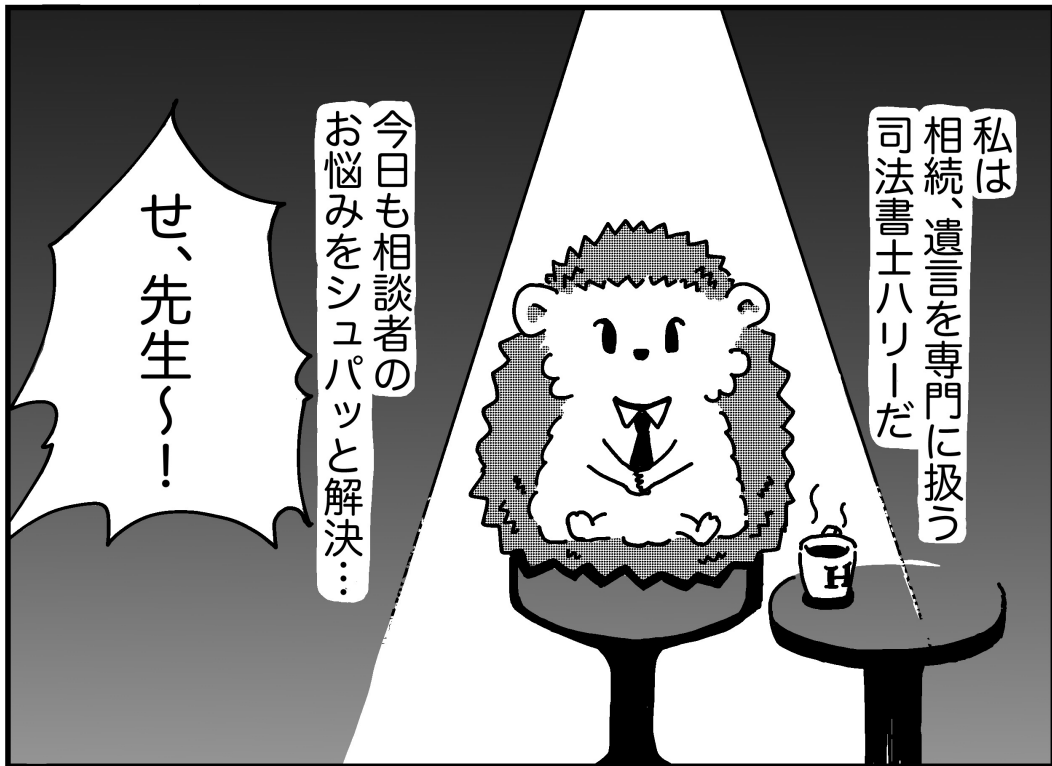
遺言・相続のこと



難しそうな
遺言・相続のことを
わかりやすく解説

監修
漫画

富田和男司法書士事務所
すうどあさみ



※保険金にも相続財産となる種類もあります。

その通り
次は
相続財産だ
太郎さんの財産は
こんな感じ

家：3000万円
貯金：1000万円
死亡保険金：400万円

『遺産分割』の
簡単な例で
確認してみよう

はい!

うーん、
それらの財産を
足して割れば...
ん?

保険金四百万円
の受取人は
誰なんでしょう

この家族を例に
見てみると...

太郎
妻
太郎さんが
亡くなった場合
妻と二人の子供が
相続人となる

長男
次男

死亡保険金の
受取人は
長男になっている

ふむふむ

ではマチコ君
この三人の法定相続分は
どのようになるかな?

えーと、
各相続人の
取り分の割合が
法律で決まっ
てるんですね

死亡保険金の
四百万円は
長男だけの
権利なので...
相続財産には
含まれない!

ということば、
そうだ!

はい!
配偶者、つまり
奥さんが
二分の一で
二人の息子さんは
それぞれ
四分の一ずつになります

妻	長男
	次男

